

平成 29 年 1 月 26 日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
代表者名 CEO 兼執行役社長 渡邊 国夫
(管理会社コード 13064)
問い合わせ先 商品企画部長 渡部 昭裕
TEL(03)3241-9511

「日経 300 株価指数連動型上場投資信託」

約款変更のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

「日経 300 株価指数連動型上場投資信託」(銘柄コード: 1319) の約款変更について下記の通り決定いたしましたのでご連絡致します。

謹白

<記>

[投資信託約款変更に係る上場 ETF の名称]

日経 300 株価指数連動型上場投資信託

[変更の内容]

追加設定時の販売基準価額について、「取得申込日の基準価額」に対して乗じる率を 100.5%から 100.1%に変更します。また、設定および交換に係る最小設定・交換口数を、設定は 100 万口、交換は 400 万口に、それぞれ引き下げる変更を行います。(次頁以降の「新旧対照表」をご参照ください。)

※変更後の販売基準価額は、平成 29 年 2 月 13 日以降の取得申込に対して適用されます。
※この販売基準価額は、東京証券取引所での売買取引に適用されるものではありません。

[変更の理由]

運用状況および投資家の利便性等を勘案し、変更するものです。

[約款変更と異議申立の手続き等]

上記につきましては、重大な約款変更には該当しないため、異議申立手続きは行いません。

[変更の日程]

平成 29 年 2 月 10 日 内閣総理大臣への約款変更の届出日
平成 29 年 2 月 13 日 約款変更日

[当該投資信託約款変更に係る新旧対照表]

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p style="text-align: center;">(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 11 条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。))をいいます。以下同じ。)は、平成 7 年 5 月 29 日以降、委託者が別に定める一定口数以上の取得申込者に対し、第 12 条の規定により分割される受益権の取得申込みに応ずることができるものとします。この場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、<u>100.1%</u>の率を乗じて得た価額(以下本条において「販売基準価額」といいます。))とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。</p> <p>②～⑤ <略></p> <p style="text-align: center;">(追加信託金)</p> <p>第 31 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に <u>100.1%</u>の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。</p> <p style="text-align: center;">(付表)</p> <p>1.～2.<略></p> <p>3. 約款第 11 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>100 万口</u>」とします。</p> <p>4. <略></p> <p>5. 約款第 43 条第 3 項の別に定める最小交換口数は、「<u>400 万口</u>」とします。</p> <p>6.<略></p>	<p style="text-align: center;">(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 11 条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。))をいいます。以下同じ。)は、平成 7 年 5 月 29 日以降、委託者が別に定める一定口数以上の取得申込者に対し、第 12 条の規定により分割される受益権の取得申込みに応ずることができるものとします。この場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、<u>100.5%</u>の率を乗じて得た価額(以下本条において「販売基準価額」といいます。))とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。</p> <p>②～⑤ <同左></p> <p style="text-align: center;">(追加信託金)</p> <p>第 31 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に <u>100.5%</u>の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。</p> <p style="text-align: center;">(付表)</p> <p>1.～2.<同左></p> <p>3. 約款第 11 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>1,200 万口</u>」とします。</p> <p>4. <同左></p> <p>5. 約款第 43 条第 3 項の別に定める最小交換口数は、「<u>1,200 万口</u>」とします。</p> <p>6.<同左></p>

以上